

2017年6月27日

株式会社グッドコムアセット

代表取締役社長 長嶋 義和

証券コード：3475

問合せ先： 執行役員経営企画室長 河合 能洋 03-5338-0170

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は、以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、当社グループの経営理念である「私たちは不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、幸福になっていただくことで社会に貢献します。」を実現するためにも、株主や顧客をはじめとする利害関係者に対して公正かつ中立な姿勢を保持・充実していくことが経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

このためにも、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が必要であり、今後も経営の透明性、迅速性、公正性、健全性の向上を図っていく所存であります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4】

当社では、現時点の株主構成やコスト面等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの採用や日本語以外の招集通知の作成は行っておりませんが、今後は、機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、機関投資家が議決権を行使しやすい環境の整備や海外投資家に向けた日本語以外による情報開示を検討してまいります。

#### 【補充原則1-2-5】

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が現状おりますが、現在のところ信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことについてリクエストはありません。

しかしながら、今後、株主総会実務の動向を踏まえ、信託銀行等と協議しながら実質株主の株主総会への出席方法の検討に努めてまいります。

#### 【原則3-1】

(iii) 取締役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主

総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。

- (iv) 取締役会が経営幹部の選任と、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、当社の持続的な成長と企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの充実等を総合的に判断し、指名の手続きを行っております。

また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を規定しており、この基準に従い、当社との間に利害関係がなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとしております。

**【補充原則 3-1-2】**

当社では、現時点の株主構成やコスト面等を勘案し、英語での情報の開示は行っておりませんが、今後は、海外投資家の比率等も踏まえ、海外投資家に向けた英語による情報開示を検討してまいります。

**【補充原則 3-2-1】**

- (i) 現時点で、外部会計監査人候補の選定及び評価するための基準を明確には定めていません。もっとも、監査役会は、外部会計監査人候補の選定に当たっては、単に当該候補者からの提案のみで判断するだけでなく、必要に応じて質問状によって回答を求めるとして得心に至るまで当該候補者の選定に必要な情報を取得の上、検討を行っています。

また、原則として全監査役が年4回以上の情報交換を当該外部会計監査人で行うなど当該会計監査人の活動状況の把握に努め、必要に応じて監査役会に当該会計監査人の活動内容の報告を行い、当該会計監査人の評価についての議論を深めております。そのため、選定及び評価に関する基準を明確には定めていないことを以て、当該候補者の選定及び当該会計監査人评价が不適当になることはないものと思慮しております。

**【補充原則 4-1-2】**

当社では、対外的に中期経営計画の公表は行っておりません。もっとも、当社の業績は、土地の仕入状況によって大きく変動することになるため、仕入状況等の開示は適宜行っております。当社では、年度予算の他に3年程度の業績計画を事業年度毎に策定しておりますが、当社の事業の性格上、こうした仕入れ状況等に連動して適宜見直していく必要があるため、この影響を定性的及び定量的に分析し、今後の業績に与える影響を把握したうえで適宜適切な開示を行うことで、株主その他の投資家に当社の状況を適切に理解していただけるよう努め、かつ、取締役及び経営幹部はその任を果たしていくべきものと考えております。

**【補充原則 4-2-1】**

当社取締役会は、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮の上、健全な企業家精神の発揮に資するためのインセンティブ付けの観点から、経営陣の会社経営への貢献度を反映させて報酬額を決定しております。現時点において、業績連動型自社株報酬等の制度は導入しておりませんが、当社にとって最適な経営陣の報酬のあり方について継続的に検討していく方針であります。

**【原則 4-10】**

当社は、会社法が定める監査役会設置会社であり、社外取締役 2 名を含む取締役 6 名及び社外監査役 3 名の役員で、当社のコーポレートガバナンスの充実を図っております。任意の仕組みの活用として、重要事項の審議の迅速化と適正化を図るため、取締役会のほかに代表取締役社長の諮問機関である経営会議を設けるとともに、各部門の業務執行責任の明確化と執行機能の向上を目的として、執行役員制度を導入しております。

また、コンプライアンス充実の観点から、筆頭独立取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設けております。事業戦略の変化等を鑑みながら、統治機能を最善に保つことができる形態を検討して、必要に応じた改善をしております。

**【補充原則 4-10-1】**

当社は、監査役会設置会社であり、取締役 6 名のうち独立社外取締役 2 名となっております。独立社外取締役と各取締役、経営陣、監査役とは定期的な会合等が設定されておりますので、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要な事項に関する検討にあたり、必要に応じてそれぞれの独立社外取締役から適時適切な関与、助言を得ることができる体制となっております。

**【補充原則 4-14-2】**

当社は、各取締役等に対し、自己研鑽等を目的とした外部セミナー等への参加及び外部の人的ネットワークの構築を推奨するとともに、その費用については、会社に請求できることとなっております。前述の方針の開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】****【原則 1-4】 いわゆる政策保有株式**

当社は、相手企業との関係・提携強化を図る目的で、いわゆる政策保有株式を保有することがあります。同株式の買い増しや処分については、他の有効な資金活用等を勘案し、取締役会にて検討することとしております。

また、同株式の議決権行使については、当該企業の価値向上につながるかどうか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかどうか等を個別に精査した上で、議案への賛否を判断しております。

**【原則 1-7】 関連当事者間の取引**

当社は、事業上の必要性に基づく子会社との取引を行う場合を除き、関連当事者との取引は原則行わ

ないことを基本方針としております。関連当事者との取引については、事業上の必要性、取引条件の妥当性を十分に検討した上で、事前に総務・人事部が取締役に付議し、社外取締役及び社外監査役の意見を勘案し、承認を得ることとしております。

また、3ヵ月に1度定期的にと取締役会にて関連当事者取引についての報告を行っております。

#### 【原則3-1】情報開示の充実

(i) 当社ウェブサイトにて経営理念、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等を開示しております。

なお、経営戦略については、決算説明会資料の一部として開示されており、変更の都度適時適切な開示をいたします。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営が効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、当社グループの経営理念である「私たちは不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、幸福になっていただくことで社会に貢献します。」を実現するためにも、株主や顧客をはじめとする利害関係者に対して公正かつ中立な姿勢を保持・充実していくことが経営上の最も重要な課題の一つであると認識しております。

このためにも、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンスの確立が必要であり、今後も経営の透明性、迅速性、公正性、健全性の向上を図っていく所存であります。

(iii) 取締役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。

(iv) 取締役会が経営幹部の選任と、取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、当社の持続的な成長と企業価値の向上、コーポレート・ガバナンスの充実等を総合的に判断し、指名の手続きを行っております。

また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を規定しており、この基準に従い、当社との間に利害関係がなく一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考えとしております。

(v) 取締役候補者及び監査役候補者の選任理由については、有価証券報告書及び株主総会招集通知にて開示しております

#### 【補充原則4-1-1】取締役会の決定事項及び経営陣の委任事項

当社取締役会は、法令又は定款に定める事項の他、経営上の重要事項の決定又は報告を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う機関と位置付けており、月に1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催するなど、経営の迅速化を図っております。

当社は、取締役会規程及び職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役社長の諮問機関である経営会議及び意思決定者に対して、決裁等に関する権限を明確に定めております。

**【原則 4-8】 独立社外取締役の有効な活用**

当社は、平成 28 年 10 月期の株主総会において、新たに 1 名の社外取締役を選任しており、今後は、6 名の取締役に対して 2 名（3 分の 1 以上）の独立社外取締役にて、独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能とする体制を取締役会で維持してまいります。

**【原則 4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質**

当社は、東京証券取引所が定める要件 (<http://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/>) を満たす独立役員を、社外取締役 2 名、社外監査役 3 名選任しております。各独立役員は、経営陣や特定の利害関係がなく、一般株主との間で利益相反の生じるおそれのないことを確認しております。

社外取締役については、客観的な立場から独立性をもって経営を監視し、意見することが可能で、かつ幅広い見識をもった人材を候補者として選定しております。

**【補充原則 4-11-1】 取締役会の構成方針、選任方針**

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、各部門・管理部門それぞれの業務に精通した業務執行取締役候補者をバランス良く選任する方針としております。社外取締役に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。

**【補充原則 4-11-2】 取締役の兼務**

常勤取締役及び常勤監査役は、担当業務に邁進しております。社外取締役及び社外監査役のうち数名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりますが、各社における業務内容等を確認の上、その数及び質ともに合理的な範囲内に留まっていると判断しただけでなく、取締役会等の重要な会議への参加は十分でき、急を要する際の連絡等も可能であるため、当社の業務に支障のあるものではありません。

また、当社役員が他の上場会社の役員に就任する場合は、取締役会報告事項としており、兼任状況については事業報告、有価証券報告書にて開示しております。

**【補充原則 4-11-3】 取締役会の実効性評価の概要**

当社独立社外取締役会は、社外取締役及びオブザーバーとしての監査役で構成され、毎年 1 回以上取締役全員（社外取締役を含む。）の「取締役評価に関する質問票」により、当社取締役会全体の実効性について、分析・評価を行っており、これを参考として取締役会全体の実効性について分析・評価しています。上記結果の概要の開示につきましては、適宜必要に応じて適切な方法により公表いたします。

【補充原則4-14-2】役員に対するトレーニング方針

当社は、各取締役等に対し、自己研鑽等を目的とした外部セミナー等への参加及び外部の人的ネットワークの構築を推奨するとともに、その費用については、会社に請求できることとなっております。前述の方針の開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応するよう努めております。

なお、当社の方針に際しては、「株主との建設的な対話を促進するための方針」(<https://www.goodcomasset.co.jp/investors/governance.html>)及び「ディスクロージャーポリシー」(<https://www.goodcomasset.co.jp/investors/policy.html>)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長嶋 義和	1,052,000	34.66%
長嶋 弘子	424,000	13.97%
昔農 千春	103,600	3.41%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	97,400	3.21%
日本証券金融株式会社	76,800	2.53%
川満 隆詞	70,000	2.31%
吉田 知広	63,200	2.08%
株式会社SBI証券	51,000	1.68%
ドイツ証券株式会社	45,600	1.50%
楽天証券株式会社	33,200	1.09%

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
------	---

親会社の上場取引所	—
-----------	---

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京 第二部
決算期	10月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉山 央	弁護士											
松木 大輔	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 央	○	該当事項はありません。	弁護士の資格を基に、会社法や金商法等の法務に関する相当程度の知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。
松木 大輔	○	該当事項はありません。	弁護士としての経験・見識が豊富であり、主に不動産事業に係るコンプライアンスの観点から経営の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと判断したため、要請したものであります。



【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、四半期に一度監査実施報告を受けるほか、監査の重要な点を適宜的確に把握するため、必要に応じて意見交換を行っております。

内部監査担当は、内部監査の実施状況及び実施結果について、監査役に報告しており、日頃から意見交換を行うなど連携を図っております。

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による監査、いわゆる三様監査により、それぞれの監査の実効性を高め、有機的な連携・相互補完を図るため、監査役会と、会計監査人は四半期ごとに定期及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営企画室と必要に応じてミーティングを行い、経営企画室は会計監査人と内部統制の意見交換を行うなど、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行ない、三者連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
向江 弘徳	他の会社の出身者													
松山 昌司	公認会計士													
久本 猛	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役

- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向江 弘徳	○	該当事項はありません。	出身分野である証券のアンダーライティング業務を通じて培った知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。
松山 昌司	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有し、会計に関する相当程度の知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。
久本 猛	○	該当事項はありません。	経理及び人事・総務業務で培った知見を有しており、特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、要請したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、全員独立役員の基準を満たしておりますので、その全員を独立役員に指定しております。
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、第1回、第2回、第3回新株予約権（ストックオプション）を付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	常勤取締役、常勤監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、以下のとおり新株予約権（ストックオプション）を付与しております。 第1回新株予約権：代表取締役社長に対し、60個を付与しております。 第2回新株予約権：当社取締役及び常勤監査役に対し、44個を付与しております。 第3回新株予約権：当社取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員の原則勤続年数6ヵ月以上の者（非正規雇用を除く）に、役職に応じて116個を付与しております。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、1億円以上の者が存在していないため、個別の報酬開示は実施しておりません。取締役の報酬は、総額を開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において取締役会で決定しております。
--

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務執行の詳細については、経営企画室は、社外取締役及び社外監査役を補佐し、必要な事務連絡・調整を行っており、監査業務については、常勤監査役が社外監査役に適宜説明を行ない、社外取締役及び社外監査役との連携を密接にすることで、経営及び監査の充実を図る体制となっております。

また、取締役会の議案や、資料を事前に提供しており、十分に検討できる時間を確保できるようにしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

## (取締役会・取締役)

当社の取締役会は6名(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は原則として毎月1回開催し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督しております。必要あるときには臨時取締役会を開催しております。また、代表取締役社長をはじめとする業務執行を担当する取締役のほか、執行役員を選任しており、実効性の高い業務執行体制の構築に努めております。

## (監査役会・監査役)

監査役会は、常勤社外監査役1名及び非常勤社外監査役2名で構成しており、原則として毎月1回開催されております。原則として全監査役が取締役会に出席しており、取締役の業務執行状況等について必要に応じて意見を述べるなど、実効性ある監査に努めております。

また、監査役会と、会計監査人は四半期ごとに定期及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営企画室と必要に応じてミーティングを行い、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

## (内部監査の状況)

当社は、代表取締役社長(以下「社長」といいます。)直轄の組織として経営企画室(4名)を設け、内部監査を実施しております。経営企画室は、内部統制の整備・運用状況を業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令遵守、会社資産の保全の観点から内部監査を実施し、リスクマネジメントの妥当性及び有効性を評価し、その監査結果を社長に報告しております。社長は監査結果の報告に基づいて被監査部門に改善を指示し、改善結果を報告させることで内部統制の維持・改善を図っております。なお、内部監査については、全監査役及び社外取締役にも報告しております。

## (会計監査の状況)

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び同監査法人業務執行役員との間には、特別な利害関係はありません。

## (その他の状況)

当社は、業務執行取締役4名及び執行役員3名による迅速な意思決定と取締役会(社外取締役2名)

における業務執行の監督、3名全員が社外監査役である監査役による監査活動などにより、効率的な経営活動と実効性の高い経営監視システムが十分機能するものと判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会が代表取締役社長、取締役の業務執行を監督し、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断し、会社の規模に応じた現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化及び招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は10月であり、定時株主総会は1月下旬に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、必要性・十分性を勘案し、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	多くの方に当社について知っていただく機会が必要であると認識しており、定期的に説明会を開催したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	通期及び半期の決算短信発表後に決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在具体的な検討は行っておりませんが、株主構成や、海外事業を考慮しながら検討してまいります。	未定
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにて開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「私たちは不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、幸福になっていただくことで社会に貢献します。」を経営理念としており、この経営理念を実現するために行動規範を制定し、会社の発展及び法令遵守によりステークホルダーに還元していく考えであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の主要事業である新築マンション販売の各物件において、環境や美観を配慮した壁面緑化「GENOVIA green veil」及び屋上緑化「GENOVIA skygarden」を採用しており、緑で都市をつないだグリーンネックレスが、街の新しいオアシスとして愛され、地域貢献に役立つマンション創りを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、関わりのある全てのステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、適時適切な開示について真摯な姿勢で臨むため、「ディスクロージャー規程」を制定し、同規程に沿って適時開示を行う方針であります。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

## A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。
- (b) 社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた監査基準に基づき取締役会その他重要な会議に出席及び日常の業務監査により、取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。
- (c) 取締役及び使用人は、「経営理念」及び「行動規範」に基づいて行動し、採用・教育部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。
- (d) 内部監査によって、コンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長及び監査役・社外取締役に報告する。
- (e) 法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。
- (f) 会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。

## B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役又は監査役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。

## C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役及び執行役員が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び監査役会や取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。

また、「リスク・コンプライアンス規程」に定めるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。

## D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定時取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。
- (b) 取締役の職務が効率的に行われるように、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。

## E. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は管理本部長が行うものとする。子会社の経理処理については、管理本部下の経理・財務部で行い（一部、外部への業務委託を含む。ただし、その場合は、経理・財務部が内容確認を行う）、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。



F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役は、経営企画室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役等の指揮命令は受けない。
- (b) 監査役の命令により使用人が行う職務についての人事的評価は、監査役の同意を得て行う。

G. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性に関する事項

当社は、補助使用人に関して、監査役の指揮命令に優先的に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

H. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (a) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査役に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (b) 監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役及び監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (b) 監査役会は、必要に応じて内部監査担当を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。
- (c) 取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査役の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査役会に報告する。
- (d) 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、以下を基本方針としております。

- (1) 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当責任者や反社会的勢力対応部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当責任者や反社会的勢力対応部署だけに任せずに、代表取締役社長等の経営トップ以下、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (4) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。



- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

また、当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員であり、同センターが主催する「暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習」を総務・人事部が受講し、対応体制・対応要領を整備しております。

上記基本方針及び規程を役員及び従業員へ周知、徹底していくとともに、総務・人事部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて、更なる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

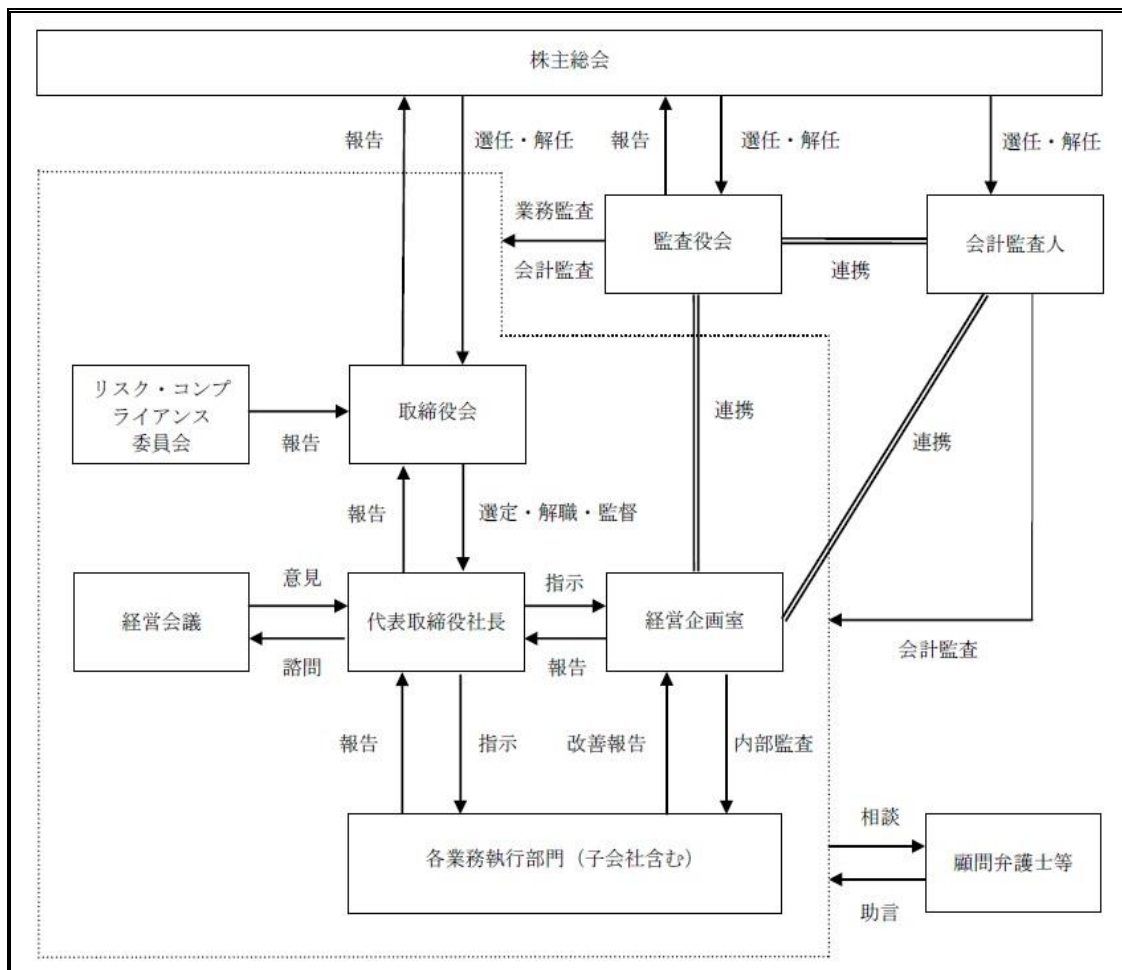
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策を導入しておらず、今後も導入予定はありません。  
当社といたしましては、事業成長によって企業価値を向上させることが、結果的に買収防衛につながるものと考えております。

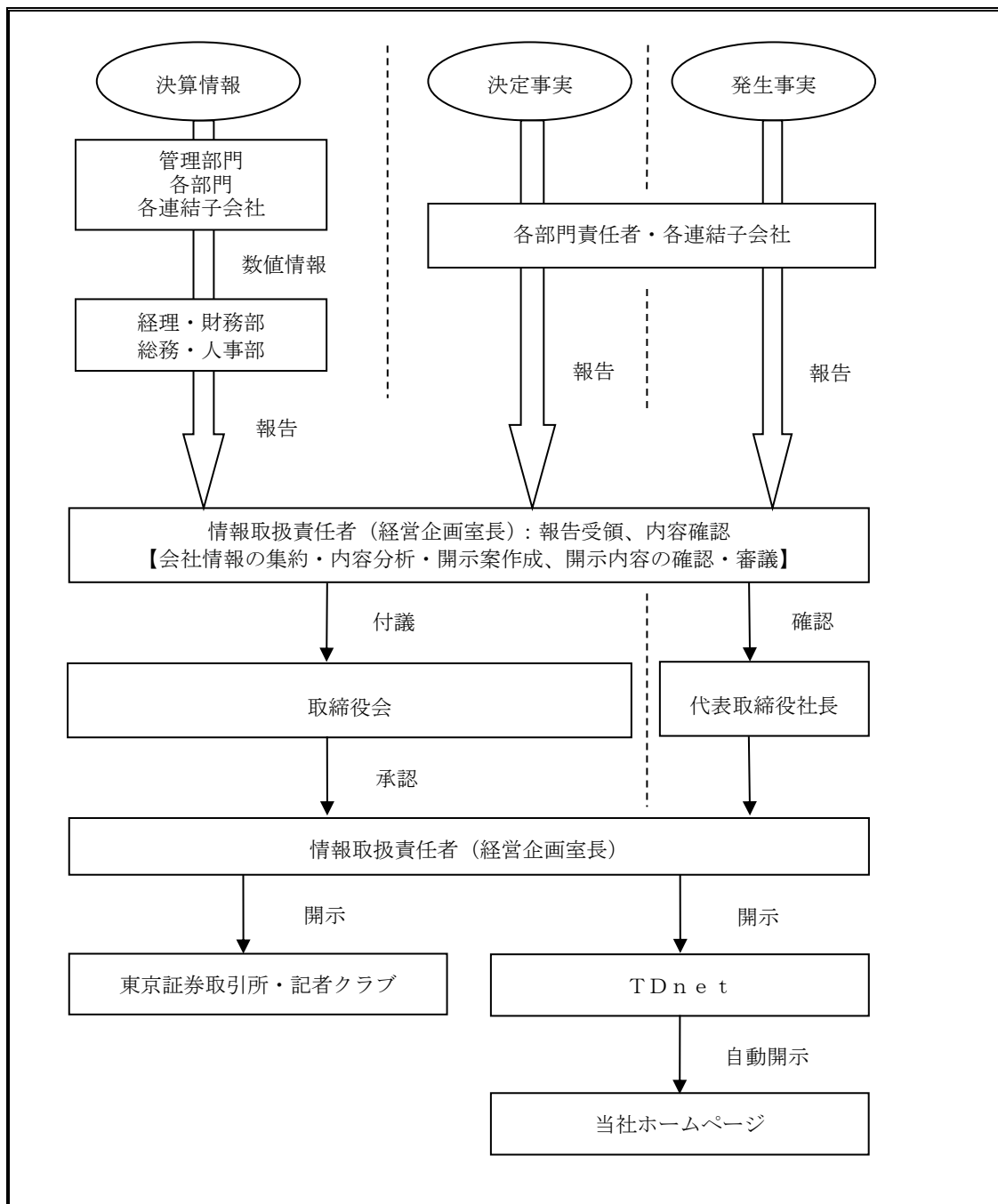
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—
---

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上